

「(仮称) 札幌市再犯防止推進計画」の策定について

資料 1

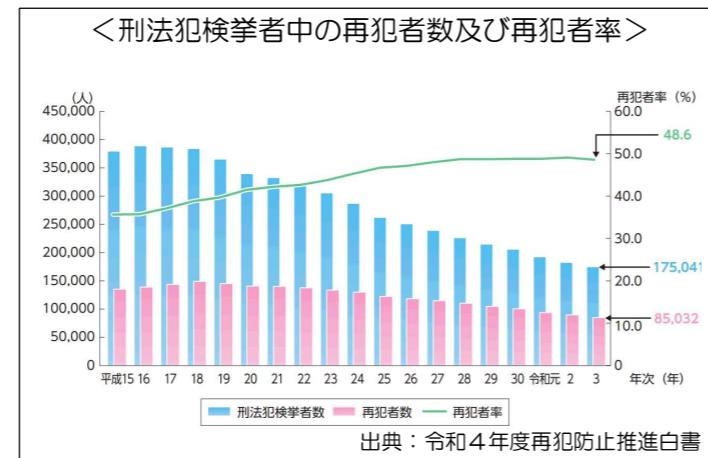
＜背景・趣旨＞

- ▶ 近年、全国的な刑法犯認知件数がピーク時から大きく減少している。
- ▶ 一方、再犯者の減少は小幅にとどまり、検挙者に占める再犯者の割合は全体の約半数を占めている。
- ▶ こうした状況を受けて、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行。
- ▶ 地方公共団体においても再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることが努力義務とされた。



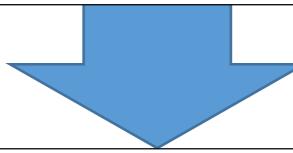
＜他の政令指定都市の動き＞

- ▶ 札幌市を除く 19 の政令指定都市において、地方再犯防止推進計画を策定済み。



＜更生保護関係団体及び札幌市議会更生保護事業を支援する議員協議会からの要望＞

- ▶ 令和元年 10 月に市長あて要望書が提出され、①本市における地方再犯防止推進計画の早期策定に向けた協議会等の設置、②同協議会等への更生保護関係団体から構成員の選出について要望があった。



＜本市の計画について＞

- ▶ 令和 5 年度中の計画策定を目指す。

＜基本方針（案）＞

- ▶ 国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針を踏まえ、次の 5 項目を本市の基本方針として想定する。

 - 1 関係機関等との緊密な連携協力を確保しながら、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す。
 - 2 犯罪をした人等が、地域社会において切れ目なく、必要な支援を受けられるようする。
 - 3 犯罪被害者等の心情に最大限配慮する。
 - 4 犯罪及び非行の実態等を踏まえつつ、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
 - 5 犯罪をした人等が、広く市民の理解と協力を得ることができるよう普及啓発に取り組む。

＜計画の内容（案）＞

- ▶ 基本方針及び「地方再犯防止推進計画策定の手引き」を踏まえ、本市では 6 つの重点項目を想定する。なお、国が策定に向けて検討中の次期再犯防止推進計画の内容を踏まえながら、必要に応じて見直しを図っていく。

就労・住居の確保

保健医療・福祉サービスの利用促進

修学支援

6つの重点項目

犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導

広報・啓発

関係団体との連携強化

＜検討体制＞

○附属機関による調査及び審議

- ▶ 「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に対し、計画策定に関する諮問を行う。
- ▶ 学識経験者、更生保護関係機関や団体等で構成する検討部会を設置し、調査審議を行う。

【札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会】

委員 12 名

- ・学識経験者
- ・防犯活動団体
- ・犯罪被害者等支援団体
- ・町内会
- ・事業者
- ・公募市民 等により構成

15 名程度

- ・部会長（学識経験者）
- ・委員 7 名（既存委員から 4 名 + 新規委員 3 名）
- ・臨時委員 7 名

更生保護関係機関や団体等から選出

＋ 新たに 3 名を委嘱

- ・更生保護関係団体
(保護司会や更生保護女性会など)

○府内における連携

- ▶ 再犯防止に関連する施策の担当部局等で構成する「札幌市再犯防止府内推進会議」を設置し、計画内容について関係部局の連携体制の構築及び調整を図る。

【関係部局と主な取組】

- ・財政局：入札参加資格審査における協力雇用主優遇制度
- ・市民文化局：更生保護関係団体への補助、DV被害者への支援
- ・保健福祉局：高齢者や障がい者への支援、依存症相談
- ・子ども未来局：子どもに対する相談支援、学びなおし学習支援
- ・経済観光局：就労支援、雇用啓発
- ・都市局：相談窓口による居住支援
- ・教育委員会：非行の未然防止

＜計画策定までのスケジュール＞

